

**第 55 期 第 9 回 熊本地方最低賃金審議会（令和 7 年度第 9 回）
議 事 録**

- 1 日 時 令和 8 年 3 月 10 日（火） 10 時 00 分～11 時 00 分
2 場 所 熊本地方合同庁舎 A 棟 10 階 熊本労働局大会議室
3 出席者

（公益代表委員） 倉田委員、諏佐委員、本田委員、森口委員

（労働者代表委員） 加藤委員、齊藤委員、西委員、山本委員

（使用者代表委員） 岩田委員、岩永委員、浦田委員、原山委員、山下委員

（熊本労働局） 金谷労働局長

【事務局】 齊藤労働基準部長、清水賃金室長、佐藤室長補佐、中野専門監督官、堀田専門監督官

4 議 題

- （1）熊本県特定（産業別）最低賃金の改正に係る関係労使の申出の意向表明について
- （2）令和 8 年度第 55 期熊本地方最低賃金審議会の大まかな審議の流れについて
- （3）事業場実地視察について
- （4）その他

5 議事内容

補佐

定刻となりましたので、ただ今から第 55 期第 9 回（令和 7 年度第 9 回）熊本地方最低賃金審議会を開催いたします。

委員の皆様には、お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。

まずは定足数の報告です。本日の委員の御出席は、公益代表委員 4 名、労働者代表委員 4 名、使用者代表委員 5 名で、委員総数 15 名中 13 名の委員に御出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項、労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員の各 3 分の 1 以上の出席が必要の定足数を満たしており、本審議が有効に成立していることを、御報告申し上げます。

次に資料の確認です。本日は、資料 1－1 から 1－3、資料 2 から資料 4 と、参考資料を用意しておりますので御確認ください。資料に不足がある場合は後ほどでも結構ですのでお申し付けください。

次に公開についてです。熊本地方最低賃金審議会運営規程第 6 条第 1 項により、本審議会は原則として公開することとなっております。事務局では傍聴申込の受付を行ったところ、一般から 2 名の申し込みと、報道機関 2 社から傍聴及び取材の申し込みがあつておりますので御報告いたします。

それでは、以後の議事進行を倉田会長にお願いしたいと存じます。

会長、よろしく申し上げます。

会長

皆様おはようございます。本日もお忙しい中、審議会に御出席いただきましてありがとうございます。

過去最大の引上げ額となりました、厳しい審議を終えまして半年、発効からもしばらく時間が経過しております。審議を振り返りますと、今年度の審議につきましては、単に金額を決めるということもさることながら、物価が高騰している中で人々の暮らしをどのように守るのか、また、そのための負担を社会全体がどのように支えるのかということ、改めて考えさせられるものであったと思っております。

今でも県内では、価格転嫁が難しいといった声や、物価高の中で生活が厳しいといった声があることを耳にしております。こういう相反する社会の状況がある中で、この最低賃金制度というものが果たす役割の重さというものを、改めて今回感じたわけです。とりわけ、現在中東での紛争など、世界経済が非常に困難状態にあり、そのような状況の中で目まぐるしい生活の変化というのがあるわけですが、そういう中でも、働く方達の暮らしと尊厳を支える1つの最低ラインというのが社会の中にあることの意義というのは、決して小さいものではないと思っております。

本年度は、今日が最後の審議会ということになります。これまで審議に御尽力いただいた委員の皆様、それから最低賃金の適正な発効に御尽力いただいている労働局の皆様、改めて深く敬意を表するとともに、私の冒頭の挨拶とさせていただきます。

それでは、本日の審議、どうぞよろしく願いいたします。なお、浦田委員におかれましては、所用により11時過ぎに途中退席というふうにお伺いしておりますので、委員の皆様には、御了承をお願いいたします。

以上でございます。

補佐

それでは、カメラ撮り及び録音はここまでとさせていただきます。

会長

それでは、議題に入ります。

本日の審議会は、4つ議題を予定しております。最初の議題は(1)「熊本県特定(産業別)最低賃金の改正に係る関係労使の申出の意向表明について」です。

関係労働団体から労働局長に対して意向表明文が提出されているとのことですので、事務局から報告をお願いします。

室長

令和8年2月25日に、UAゼンセン熊本県支部ほか2団体から、特定(産業別)最低賃金の改正に関わる意向表明文が熊本労働局長に提出されました。

資料1-1を御覧ください。UAゼンセン熊本県支部支部長から提出されました「熊本県百貨店、総合スーパー最低賃金」の意向表明文です。

次に、資料1-2を御覧ください。全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会熊本地方協議会議長から提出されました「熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」の意向表明文です。

次に、資料1－3を御覧ください。自動車総連熊本地方協議会議長から提出されました「熊本県自動車・同付属部品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」の意向表明文です。

資料2を御覧ください。特定（産業別）最低賃金の申出に関する定量的要件になります。この表は令和3年経済センサス（活動調査）を基礎として労働基準法の適用のある事業場で、「百貨店、総合スーパー」「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」「自動車・同部品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業」ごとに、適用事業場数、適用労働者数をまとめたものです。改正の申出に際し、それぞれの適用労働者の概ね3分の1以上の定量的要件を満たす必要があります。特定（産業別）最低賃金改正の申出要件については、下に記しているとおりです。

今回、「百貨店、総合スーパー」の事業場数、労働者数が大幅に増えておりますが、これにつきましては、これまで回答がなく把握できなかった事業場から回答があったことや、労働基準行政の台帳により人数を把握できたことにより、人数が増えております。

令和8年度の特定（産業別）最低賃金の改正の申出につきましては、各意向表明文には申出の時期が6月30日までとなっておりますが、例年、協約の締結が申出期日に間に合わず、申出には前年の協約を提出していた組合もあったことが確認できましたので、各団体の協約締結が申出に間に合うように、今年度は若干後ろ倒しにして、7月17日（金）までに御提出をお願いできればと存じます。

事務局からは以上です。

会長

ありがとうございます。

ただいま、「百貨店、総合スーパー」、「電気機械」、「輸送機械」の3業種に関して、特定（産業別）最低賃金の改正の意向表明について事務局から御説明をいただいたところです。ただ今の説明に関して、何か質問などはございませんか。

（特段なし）

よろしいでしょうか。それでは御質問はないようですので、今後の予定につきまして、事務局からお願いいたします。

室長

今後、特定（産業別）最低賃金の改正決定に係る申出書が提出された場合は、事務局で確認を行い、定量的要件を満たしている場合、来年度の本審におきまして、労働局長から審議会に対して改正決定の必要性の有無について諮問をさせていただく予定です。その後開催される運営小委員会で、特定（産業別）最低賃金改正決定に係る必要性の有無について審議をいただく予定としております。以上です。

会長

申出書を提出される場合につきましては、意向表明の申出の時期は令和8年6月30日ということになっておりますが、御説明がありましたように、労働局長あての締切

は7月17日（金）までということですので、労使の皆様どうぞよろしく願
いいたします。

それでは次に入ってまいりたいと思います。議題（2）「令和8年度第55期熊本地
方最低賃金審議会の大まかな審議の流れについて」でございます。

事務局から御説明をお願いします。

室長

資料3を御覧ください。こちらは、中賃の審議が例年どおりのスケジュール感で進
んだ場合の、熊本の審議の流れを組んだものでございます。順次説明してまいります。

今年度は会長の任期が10年を迎えることから辞任される予定ですので、次年度初め
の第10回本審では、最初に会長の選出をさせていただき予定と見込んでいます。そして、中賃の目
安の諮問が例年7月上旬頃ですので、この回で労働局長から審議会議長あてに熊本県最
低賃金の改正の諮問をさせていただき予定としております。

次に実地視察です。この後の議題（3）で実地視察の実施について御審議いただき
ますが、実施することに決まりました場合、7月中旬から下旬にかけて、地域別最低
賃金専門部会が始まる前までに実施を考えております。

次に移ります。第11回本審は、中賃の目安の答申が例年7月下旬頃ですので、同じ
時期に開催を予定しております。目安答申の伝達、関係機関からの意見聴取、特定
（産業別）最低賃金改正決定の必要性の有無について諮問をさせていただき予定と見込んでいます。

次に専門部会です。地域別最低賃金（地賃）専門部会につきましては8月上旬から
開催予定としております。第1回では、部会長、部会長代理の選出、関係労働者及び
関係使用者等の意見聴取、最低賃金基礎調査結果等の説明を予定しております。

第2回以降の専門部会ですが、第2回で基本的見解の表明をいただいて、その後、
金額審議を行っていただく予定と見込んでいます。今年度は第7回まで専門部会がありましたけれ
ども、回数は未定ですので2回からという表示としております。

専門部会で、改正額が結審しますと、その後第12回本審を開催させていただきまし
て、改正の答申をいただく予定と見込んでいます。答申をいただきましたら同日に異議申出の公示
を行います。異議申出の締切日の翌日以降に、第13回本審を開催させていただき、異
議審議ということで、異議の申出について諮問させていただきまして、御審議いただき、
答申をいただく予定としております。なお、今年度もございましたが、審議会から
労働局長あてに建議がございましたら、この回でいただくことを考えております。

次に特定（産業別）最低賃金について御説明させていただきます。

まず、9月中旬に運営小委員会を開催させていただきまして、特定（産業別）最低
賃金改正決定の必要性の有無について審議していただく予定と見込んでいます。その後同日開催予
定の第14回本審において改正決定の必要性の有無について答申をいただいた後、引き
続き、特定（産業別）最低賃金の改正決定の諮問をさせていただき予定としておりま
す。

その下ですが、特定（産業別）最低賃金の審議につきましては、9月下旬から開催
させていただき想定で、3業種、それぞれ3回を10月中旬に終わる想定でいます。第
1回では部会長、部会長代理の選出、労使委員双方からの基本的見解の表明等を予定
しております。

専門部会で改正額が結審しますと、第15回本審を10月中旬から下旬に開催させて
いただきまして、改正の答申をいただく予定としております。

答申後は異議申出の公示を行い、異議申出があれば、第 16 回本審（異議審）を 10 月下旬から 11 月上旬に開催させていただき予定です。

最後に、第 17 回本審を令和 9 年 3 月上旬から中旬に開催させていただきまして、特定（産業別）最低賃金改正申出の意向表明の報告、令和 9 年度熊本地方最低賃金審議会の大まかな審議の流れを説明させていただき予定となっております。

事務局からは以上です。

会長

ただ今、来年度の大まかな審議の流れについて御説明がありましたが、何か御質問等ある方、いらっしゃいますでしょうか。

（特段なし）

よろしいでしょうか。それでは委員の皆様には、日程の確保等御準備いただければと思います。

それでは、議題（3）「事業場実地視察について」に移らせていただきます。

今年度、事業場実地視察を実施させていただきましたが、非常に有意義な機会であったのではないかと思いますので、できれば次年度も実施する方向でいいのではないかと考えておりますが、皆様この点に関しまして如何でございましょうか。

（浦田委員 挙手）

浦田委員どうぞ。

浦田委員

事業場視察につきまして有意義というのは否定しませんけれども、私は 2 回ほど出席させていただいておりますが、事業場が厳しいとおっしゃっていたことは、私もしっかりと頭に残っておりますので、その結果が、我々の審議にどういうふうに役に立ったのか、最終的な結論からすると、事業場の皆様にとっては過度な感じで改正に至ったのかなというふうに感じていて、今年度は、昨年度に行った実地視察先への後追い調査もありましたが、そういったところも非常に厳しいと言われていたのが、聞いたけど、どこまで生かされているのか、正直、私としては疑問でございまして。規模が小さく厳しいところを見るのか、それとも、もう少し中庸なところを見るのか、比較的大きい規模を見るのか、その辺は考えた方がいいのかなと思っています。

あまり厳しすぎるところを見ると、それが審議にどう生かされたかという点で、例えばその事業場に説明する機会があれば、「こういうふうに生かしましたよ。」とか説明できるような、確かに外国人労働者の関係では、なんとか生かされたのかもかもしれませんけれども、視察先というものを、中庸なところといたしますか、あまりにも小規模すぎると同じような話になってしまいますので、実態が少し高いところがいいのかなと、私は思っております。

会長

御意見ありがとうございます。

浦田委員は実施自体に反対というわけではなく、あくまでも実施先について、もう少し効果が感じられるような、相手も含めてですね、効果があるような場所を選定し

てほしいという御要望ということで承りましたが、そういう理解でよろしいでしょうか。

(浦田委員 是認)

はい、ありがとうございます。他に、事業場視察につきまして御意見等ございましたらお願いします。

(特段なし)

よろしいですか。それでは実施の方向ということで、ただし、選定先については事務局の方で御検討をお願いできればと思います。

それではそのような方向で、皆様よろしく願いいたします。

次に議題(4)「その他」につきまして、事務局から御説明をお願いします。

室長

資料4を御覧ください。令和7年9月22日に本審議会より局長あてに、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備について建議をいただきました。建議いただいた内容は、生産性向上等の支援について、価格転嫁対策等について、「年収の壁」への支援についてです。

労働局で実施した具体的内容につきましては、別添のとおり取組事項ということでまとめておりますので、掻い摘んで御説明させていただきます。

取組事項の添付資料1を御覧ください。最低賃金周知に関しましては県内の860団体に對しまして官報公示後に周知させていただくと同時に各団体の傘下組織や市町村の広報誌等への掲載を依頼しております。これに関連するものが資料の1から3でございます。

具体的なところで、取組事項の③、添付資料では4ですが、県主催の「くまもとで働こう」推進本部会議において、拡充された業務改善助成金や当局版支援パッケージを紹介させていただき、ハローワークでの人手不足分野での人材確保の取組等につきましても県知事・副知事、各部署長と意見交換させていただいたところです。

続いて取組事項の④です。添付資料5-1から5-3になります。建議をいただいて、労働局のみならず、地方公共団体でも拡充が図られるよう実施した内容になります。県と熊本市にも御協力いただくべく昨年10月に局長、倉田会長を含め木村知事、大西市長へ地方公共団体の支援策の実施及び県下の機関に対する官公需法に基づき指定管理者制度など複数年にわたる契約においても年1回以上協議を行うよう働きかけを求めたところです。これに関しましては、県からも、市からも取り組み内容の御報告をいただいております。市からの報告はつい先日いただきましたので、詳細について説明できる状況まで至っておりませんが、県からの報告につきましては、後ほど御説明させていただきたいと思っております。

次に、取組事項⑥になります。添付資料は6になります。当局版支援施策パッケージですが、10月末にリニューアルし、県の支援策等も掲載させていただきました。

次に取組事項⑩になります。添付資料は8になります。労働局県下6労働基準監督署一斉の周知活動についてです。労働局ではJR熊本駅前で審議会委員、労使団体、及び社会保険労務士会の御協力を賜り周知広報活動を行ったところです。報道機関に取り上げられたほか、熊本県経営者協会の御協力も賜り⑪のとおりRKKラジオでも広報

をさせていただいたところです。各監督署でも、駅や商業施設、市役所等で周知活動を行いました。

次に取組事項⑫になります。特定（産業別）最低賃金の改正の周知に関しましては1,200団体に通知を行いました。地域別最低賃金の団体数より300件ほど団体が多いのは、派遣会社や当該業界団体、事業者へも周知を行っているためでございます。

⑬から⑮、⑱は事務局が熊本県、需給調整事業室、阿蘇市とハローワーク阿蘇と連携して各種支援策などの周知を行ったところです。4回の開催で約600名の参加者となっております。添付資料は9です。

取組事項⑬と⑱ですが、県と合同で説明会を行った内容になります。⑮に関しましては資料はございませんが、阿蘇市と雇用協定を結んでおりまして、その要請により説明をさせていただきました。

⑯と⑰は添付資料10になりますが、熊本市を除く県内市町村と九州経済産業局及び公正取引委員会九州事務所へ支援策及び価格転嫁対策の協力依頼を行ったところです。

取組事項⑲が、人吉労働基準監督署から管内の高校にお願いをして、高校生に最低賃金をテーマにしたポスターや毛筆書を作成してもらい、ハローワーク球磨と合同で、労働局長が直接、高校生からの受贈を受けた時の模様です。添付資料11になりますが、受贈式の模様はNHKで報道されまして、ポスターや毛筆書は人吉労働総合庁舎に飾られております。

取組事項の⑳と㉒、添付資料ですと12を御覧ください。地方版政労使会議と局長が県中小企業家同友会の機関誌熊本羅針に寄稿した内容になります。また、㉑は事務局から管内市町村に広報誌又はホームページに最低賃金の周知広報を依頼し、全市町村で掲載の確認ができたところです。

最後、今現在進行中のものですが、㉓が12月にも実施しましたがけれども、県と労働局で合同で、県内の4地域で最低賃金にかかる支援策の説明会を開催させていただいております。これは3月2日から12日まで実施ですけれども、資料13に載せているものになります。

県の説明会が資料13の裏面に載っております。これが開催状況と実施する内容になります。支援パッケージの裏面ですけれども、次年度の業務改善助成金の説明を乗せております。これについて御説明させていただくと、見直しの内容というところですが、募集時期が令和8年9月1日から令和8年度地域別最低賃金の発効日の前日まで又は同年11月末までのいずれか早い日に重点化、とされております。募集期間は最長で3ヶ月となっております。その他にコース分けなどが変わっておりますけれども、基本的なスキームは変わってございません。県の説明会では、キャリアアップ助成金や人材開発助成金について、具体的な申請方法や要件などを説明させていただこうと考えております。その資料4の後から4ページ目が、県が力を入れていただいております重点支援地方交付金による物価高騰対策を載せております。裏面が活用事例になりますけれども、省エネやいろんなもので活用できるという使い勝手のいいものになっております。

その次が生産性・売上げ向上後押し事業補助金の第2弾ですけれども、それを1枚めくっていただくと上乘せ補助の対象となる国・県の補助事業に業務改善助成金が追加されております。その他県の支援策が載っております。

最後に㉔です。最低賃金の周知ということで、皆様のお手元にあります。今年度はクリアファイルを作成しております。今後、各団体と事業者の方に周知・配付させ

ていただこうと思っております。御必要であれば言っていただければ、それぞれお配りしたいと思いますので、よろしくお願ひします。今年度の収穫としまして、熊本県と市との連携がより図れるようになったということが1番の収穫なのかなと思っております。

私からは以上です。

部長

続きまして、私の方から目安制度の在り方に関する全員協議会の議論について説明させていただきたいと思ひます。

資料につきましては、赤いインデックスの参考資料で御説明させていただきます。

2つございまして、1つは第72回中央最低賃金審議会の資料でございます。資料No1から3までございまして、これにつきましては、左上をホッチキス止めしております。それから参考資料 No1として、令和5年4月6日の全員協議会の報告書がございまして、こちらは別綴じでお配りしております。

続きまして、その下に、第1回目安制度の在り方に関する全員協議会の資料がございまして、こちら資料が1から3までございまして、それと参考資料がついていますが、こちらは第72回中央最低賃金審議会の参考資料と同じものとなっております。

全員協議会の資料につきましては、1から3までひとまとめにしておりますので、御覧いただきたいと思ひます。

それでは、はじめに参考資料 No1を御覧いただきたいと思ひます。目安制度の在り方につきましては、概ね5年に1度、目安制度の在り方に関する全員協議会において議論が行われ、報告書が取りまとめられております。その後、中央最低賃金審議会に報告されておりますけれども、直近は令和5年4月6日に報告書が取りまとめられておまして、それがこの参考資料 No1になります。そして、この報告書を基にランク区分の見直しが行われて、4つあったランクが3つに見直され、令和5年度の最低賃金の審議から適用されているところでございまして。

9ページ目を御覧いただきたいと思ひます。「4今後の見直しについて」とございまして、その下から2行目に、次の見直しについては令和10年度、2028年度を目途に当該見直しの結果に基づいて、目安審議を行うことが適当であるというふうにされているところでございまして。

次に、中央最低賃金審議会の第72回の資料を御覧いただきたいと思ひます。

資料 No3を御覧ください。2月27日に第72回中央最低賃金審議会が開催されておりますが、目安制度の在り方について議論となりまして、2の(1)に検討体制について記載がありますが、目安制度の在り方に関する全員協議会において、1の(1)から(5)の事項について今後検討が行われていくこととなっております。

この中で、これまでに全員協議会で検討されていなかったものとしましては、(1)近隣県等との過度な競争意識や最下位争いによる目安を大幅に上回る高い引上げについて、(3)発効日について、(4)EU指令についての考え方について、が検討事項として挙げられております。

検討期間につきましては、2の(2)で令和9年度中に全体のとりまとめを目指すととなっておりますけれども、「労使の意見により、中央最低賃金審議会における令和8年度の目安審議までに一定の考え方の整理が必要と考えられるものは令和8年度の目安審議までのとりまとめを目指し検討を進める。」とされているところでございま

す。それで、この中央最低賃金審議会が開催されまして、目安制度の在り方に関する全員協議会に検討が付託されたというところがございますけれども、目安制度の在り方に関する全員協議会の資料を御覧いただきたいと思います。

中央最低賃金審議会から付託を受けまして、同じ日に第1回目安制度の在り方に関する全員協議会が開催されております。第1回の議論に資するために、基礎資料としまして、資料 No2 最低賃金についてという資料が配布されておりますので、こちらを御覧いただきたいと思います。

2 ページと 3 ページは今年度の地域別最低賃金の審議結果の振返りがなされております。4 ページを御覧ください。近隣県との競争意識についてということで3つ記載されておりますが、1つ目に最低賃金法第9条2項において、「最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めなければならない」と規定されており、法定3要素に基づく審議が原則である。2つ目に、一方で近年、例えば都道府県知事が「最低賃金の動向は、近年、地域間の上積み競争が過熱するなど、制度の本質とかけ離れた実態がみられる」等と議会で発言するなど、近隣県や同じランク内での競争意識の下で、高い引上げ額となったのではないかと、との指摘がある。最後に3つめで、令和5年度の審議では、岩手県が早い段階で目安額通りの引上げで結審した結果、最終的に全国最下位となった。令和6年度は、岩手県は8月末日まで審議がずれ込み、早い段階で結審していた秋田県が最下位となった。令和7年度は、Cランク県を中心に、近隣の同ランク県の答申が出た後で審議を行うために、審議日程を後ろ倒しにする動きが一部で見られた。というようなことが記載されてございます。

続きまして、5 ページから 7 ページにかけては、発効日について記載されております。5 ページ目には最低賃金法上の発効日に関する規定と、過去の目安協での議論の内容が記載されておまして、6 ページでは、今年度の中央最低賃金審議会の公益見解の、発効日に関するところが抜粋されてございます。7 ページには、令和7年度の地域別最低賃金の発効日ということで、令和7年度は、例年以上に、地域別最低賃金の発効日に大きなバラつきが生じ、10月中の発効は20都道府県にとどまった。27府県は11月以降の発効となりまして、特に、令和8年1月以降に発効する県が6県となり、うち2県は3月発効となったと、振返りがなされております。次に、発効日についての地方最低賃金審議会の要望が記載されておりますけれども、北海道、石川、大阪、広島からは、中央で発効日に関しての考え方を示すべきではないかといったところが、地方の公益見解等で述べられているところでございます。

続きまして8 ページから 11 ページまでは、EUの最低賃金に関する指令に関連した記載がなされているところでございます。

資料 No3 を御覧いただきたいと思います。中央最低賃金審議会の資料で検討事項を示させていただきましたが、この資料 No3 でも令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点（案）ということで示されております。近隣県等との過度な競争意識や最下位争いによる目安を大幅に上回る高い引上げの指摘について、1つ目は、令和7年度地方最低賃金審議会の審議に関し、近隣県等との過度な競争意識や最下位争いによって目安を大幅に上回る高い引上げが行われたのではないかと等の疑義がメディア等から呈されていることについて、どのように考えるかといったところや、2つ目に、来年度の中央・地方最低賃金審議会の調査審議に際してどのような対応が望ましいかということ。発効日については3点ありますが、1つ目は、令和7年度は11月

以降の発効が 27 府県と過半数となり、令和 7 年 10 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日まで発効日に大きなバラつきが生じたことについてどのように考えるか。2 つ目は、発効日の「合理的な範囲」はあり得るか。あり得るとした場合、その考え方について。3 つ目については同じであります。来年度の中央・地方最低賃金審議会の調査審議に際してどのような対応が望ましいか。といったところが検討にあたって示されております。

説明については以上でございますが、第 1 回目は 2 月 27 日に開催されたところでございますけれども、今のところ第 2 回目安制度の在り方に関する全員協議会のスケジュールに関しましては未定となっております。令和 8 年度の目安審議までには一定の整理がなされるということでございますので、目安からの引上げに関することや、発効日の考え方について一定の整理がなされるのではないかと考えているところでございます。また動きがございましたら、委員の皆様へ情報提供させていただきたいと思っております。

以上でございます。

会長

ありがとうございました。

ただいま、事務局の方から建議に対する対応状況と、中央最低賃金審議会の目安制度の在り方に関する全員協議会の現況について御説明がありましたが、この点につきまして委員の皆様から御質問等ございましたらお願いいたします。

(岩田委員 挙手)

岩田委員どうぞ。

岩田委員

建議の御説明ではなく、その前の周知・広報の話ですがよろしいですか。

広報に関しまして、いろいろ御苦労されたなということ、具体的な取組事項を見て実感したところですので、まずは感謝を申し上げたいと思っております。ありがとうございます。

そこで、今年度私の方から、中小企業が補助金や助成金を、使い勝手が悪いということ、一度申し上げたと思いますが、その部分もパッケージにするとかして、すごく考慮していただいたというふうに感じているんですが、もしデータがあるとしたら、以前の助成金や補助金から新しいパッケージなどになったときに、事業所当たりの増えたかとか減ったかとか、そういったデータがあればお聞きしたいなと思っております。

と言いますのは、せっかく御努力いただいても、現場での実感がなければもったいないと思っておりますし、何にもならないと思っておりますので、それがもし、データを調べて出てくるのであれば、やはり私たちも有効だなということが実感できると思うので、もしよろしければ、その辺りのデータがすぐに出なくてもかまわないので、教えていただけたらと思った次第です。

以上です。

会長

ありがとうございます。

現時点でお示しするのは難しいと思いますので、岩田委員よりありました、労働局による広報の成果を可視化してほしいという御要望につきましては、まずは一旦、承りまして、今後、事務局より委員の皆様に変更してお示しいただくということで、岩田委員よろしいでしょうか。

(岩田委員 承諾)

では、事務局にはどうぞよろしく願いいたします。

他に、御意見等ございますか。

(特段なし)

よろしいですか。

それでは、以上をもちまして、第9回熊本地方最低賃金審議会を終了いたします。委員の皆様、円滑な審議に御協力いただきましてありがとうございました。